

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年1月12日)

開催日及び場所			令和5年11月30日（木曜日）農産局第3会議室		
委員			中嶋寿康（公認会計士） 大田裕章（弁護士） 藤原 敏（法人参与）		
審議対象期間			令和5年4月1日～令和5年6月30日		
審議対象案件			195 件 うち、 1 者応札案件 23 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 2 件 (抽出率3%) (抽出率40%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 - %)		
抽 出 案 件 内 訳	物 品 ・ 役 務 等	一般競争	3 件 うち、 1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		指名競争	1 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		随意契約（企画競争・公募）	0 件		
		随意契約（その他）	1 件		
	(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等	
			別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし		
[これらに対し部局長が講じた措置]			[		

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第60回 令和5年11月30日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 輸入米穀買入委託契約 食糧小麦カナダ産 1 CW29,142 トン（指名競争契約） [整理番号 3] （業務概要） ○輸入小麦の主要5銘柄を説明してください。 ○輸入小麦の輸入が過去にかなり少なくなったことはあるのか。	○本業務は、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定に基づき、国が計画的に国家貿易で外国産麦を輸入している。外国産小麦の輸入を確実に行うため、一定の資産・信用、実施体制、経験を有する輸入業者を競争入札の有資格者に選定して、3年間有効な資格が与えられた輸入業者により指名競争入札が行われ、もっとも安価な輸入価格を提示した業者と契約している。 本契約は、入札した結果、応札者は6者であった。 ○国は製粉企業の需要に応じて次の主要5銘柄を輸入している。その一つにカナダ産のウエスタン・レッド・スプリング（1 CW）があり、タンパク値が高く強力のもので、パンとかの用途で使用されている。アメリカ産では、ウエスタン・ホワイト（WW）、ダーク・ノーザン・スプリング（DNS）、ハード・レッド・ウインター（HRW）があり、オーストラリア産にはオーストラリア・スタンダード・ホワイト（ASW）があり、ASWは、薄力であるためうどんなどで使用されている。 ○パンや麺など小麦の需要自体が極端に減るということはなく、年によって幾分の上下はあるが、これまでそのようなことはない。
2 令和5年産政府備蓄米買入契約0千トン （一般競争契約）[整理番号 47] （業務概要）	○本業務は、政府備蓄米の適正な備蓄水準を100万トン程度で運用し、主食用途に備蓄米の

○0千トンと書いてあるのはどういう意味か。 ○国が購入する国産米にも品質があると思うが、どのような指定をされているのか。	販売を行わない棚上備蓄を実施している。基本的な運用としては、毎年播種前に20万トン程度を予め選定した有資格者による一般競争入札で買入れを行い、国は毎年5年間持ち越した20万トン程度の政府備蓄米を飼料用等の用途に売却している。 ○1から500トン未満を0千トンとしている。 ○国は農産物検査で3等以上の国産米を備蓄用に購入している。
3 精米工場におけるカツオブシムシ類の発生調査請負業務（JAライフ富山）（一般競争入札）[整理番号166] （業務概要） ○一般競争入札は、17工場ごとに行っているのか。 ○精米工場を指定しているのは中国だけか。	○本業務は、中国向けに精米を輸出するに当たって、中国の検疫でカツオブシムシ類が発生していない精米工場で精米すること等が条件とされており、これに基づき、中国政府による精米工場の指定に必要なトラップ調査の経費を一部、国が支援している事業である。 現在、3か所が指定されているが、中国の米市場は、日本産米のニーズが見込まれており、さらなる輸出拡大に取り組む環境整備を図る観点から、国の支援として行っている。 本契約は、一般競争入札で17か所の精米工場を対象に行った中の一つで、応札者が1者であった。 ○17か所の精米工場ごとに入札をかけている。 ○精米工場の指定をしているのは中国だけである。

4 政府所有米麦情報管理システム改修業務 (一般競争契約) [整理番号 184] (業務概要) ○随意契約で調達するということは考えないのか。 ○複数者が入札できるようにするための工夫とかというのは今後何か考えているか。	○本業務は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、政府所有米麦の売買等に関する業務を行うために、売買等に係る各種データや、電子入札・見積もり合わせ機能を有した政府所有米麦情報管理システムを以前から構築・使用しており、これまで国及び輸入商社等々含む民間事業者の業務ニーズ等に沿う形で、随時、機能改修を行っている。 今般の改修業務は、下記の機能改善を行うために一般競争入札に付したところ、応札者が1者であった。 (1) 10月に施行するインボイス制度の導入に係る対応 (2) 港湾荷役に係る概算又は精算関係の書類の円滑なファイル提出の対応 (3) 備蓄米の引渡申込書のダウンロード機能の追加する対応 ○国の大原則からすると広く公共調達の適正化の観点から、ベンダーロックがかからないよう、調達仕様書を作成しており、その中で一般競争入札により多くのIT事業者を募って決めたいと思っている。 ○今後も多くのIT事業者に入札公告内容が目に触れるための検討をするが、国の業務システムの調達ということなので、広く調達ポータルサイトを中心に閲覧していただくしか手立てがないと思っている。
5 政府所有米麦情報管理システムの運用環境等に係るサービス提供業務(随意契約) [整理番号 3] (業務概要)	○本業務は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、政府所有米麦の売買等に関する業務を行うために、売買等に係る各種データや、電子入札・見積もり合わせ機能

○NTTコミュニケーションズが構築しているクラウドを使うために使用料を支払う契約か。 ○外国の企業とかアメリカの企業に頼むという発想はあり得るのか。	を有した政府所有米麦情報管理システムを以前から構築・使用しており、この米麦システムをNTTコミュニケーションズが構築しているクラウド環境下に乗せて本年4月から運用するために、随意契約（会計法第39条の3第4項）をした。 ○然り。本年4月からこのクラウド環境に米麦システムのプログラムやサーバ等の根幹、いわゆる心臓部分に乗せて運用している。 ○仮に政府調達（入札）で行ったとしたら外国企業も参入可能になる。
--	---

（注）予定価格が類推される内容は除いています。